

申請後の注意事項

変更届について

(1) 申請内容に変更が生じた場合は、指名競争入札参加者変更届に下記のとおり必要書類を添付し提出してください。なお、書類はA4サイズに縮小複写又は拡大複写するか、A4サイズの紙にそのまま複写して作成して下さい。

①商号又は名称（法人）

商業登記簿謄本又はそれに類するもの(変更日が確認できるもの)

②商号（個人）

許可（登録）行政庁に提出した変更届(受理印のあるもの)の写し(許可(登録)を有していないものは不要)

③本店・主たる営業所の所在地（法人）

商業登記簿謄本又はそれに類するもの(変更日の確認ができるもの)の写し

④住所・主たる営業所の所在地（個人）

住民票の写しと許可行政庁に提出した変更届(受理印のあるもの)の写し(許可(登録)を有していないものは不要)

⑤代表者（法人）代表者の改名（法人）

商業登記簿謄本又はそれに類するもの(変更日が確認のできるもの)の写し(委任状・身分証明書は不要)

⑥事業主の改名（個人）

住民票（変更日が確認できるもの）の写し

⑦本店・主たる営業所の電話番号・FAX番号・電子メールアドレス

添付書類なし

⑧代理人

委任状

⑨代理人の改名

住民票（変更日が確認できるもの）の写し

⑩代理人の役職名、代理人を置く営業所の所在地

委任状及び営業所一覧表

⑪代理人を置く営業所の電話番号・FAX番号・電子メールアドレス

添付書類なし

⑫許可（登録）の有無（登録部門の変更を含む）

許可（登録）切れ：添付書類なし

許可（登録）取消：許可（登録）取消通知書などの写し

許可（登録）取消：許可（登録）通知書（証明書）などの写し

⑬組合役員・組合員

役員名簿・組合員名簿

- (2) 必要がある場合には、上記以外の書類を求める場合があります。
- (3) 資本金の変更、代表者印及び代理人使用印の変更、許可（登録）の更新は、届出の必要はありません。
- (4) 変更届は、代表者名で作成して下さい。代理人では不可とします。
- (5) 提出部数は、1部とします。
- (6) 指名競争入札参加者変更届は、複写して使用して下さい。
- (7) 「代理人（改名の場合は除きます。）」、「代理人の役職名」については、変更日をさかのぼることはできません。（変更年月日は、変更届の受理以降の日として下さい。）
なお、人事異動等のために代理人関係の変更が生じる場合は、あらかじめ届け出をすることもできます。
- (8) 変更届は、郵送でも受け付けします。
- (9) 変更届等があった場合、総務課管財係で取りまとめて町の各発注機関へ通知します。ただし、通知までに若干日時がかかりますので、それまでの間は、お返しする控え（受理印を押した変更届の写し）など必要に応じて各発注機関に提出して下さい。
- (10) 申請後、次に掲げる次項に該当するときは、直ちに届け出して下さい。
 - ア 営業の休止、再開又は廃止したとき。
 - イ 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき。
 - ウ 被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由のある者を除きます。）となったとき。
 - エ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき。
 - オ 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき。

参加資格の抹消について

- (1) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消します。
 - ア 被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由のある者を除きます。）又は地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により伊奈町の競争入札に参加させないこととされた者となったとき。
 - イ 金融機関から取引を停止されたとき。
 - ウ 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき。
- (2) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者を当該業務（業種）について入札参加資格者名簿から抹消します。

ア 入札参加資格者名簿に登載されている業務又は業種についての営業を廃止したとき。

イ 入札参加資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

(3) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときには、その者を入札参加資格者名簿から抹消することがあります。

ア 変更届を必要とする事項について届出を怠ったとき。

イ 営業停止命令、営業の休止及び再開、官公需適格組合としての証明を受けられない者となったことについての届出を怠ったとき。

ウ 資格審査申請書、変更届又はそれぞれの添付書類に虚偽の記載をしたとき。